

## 平成 25 年川俣町議会第 4 回臨時会会議録

平成 25 年川俣町議会第 4 回臨時会は、7 月 8 日川俣町役場議場に招集された。

### 1. 応招議員は、次のとおりである。

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 村上源吉君   | 2 番 高橋道弘君   | 3 番 高橋真一郎君  |
| 4 番 嶋原利光君   | 5 番 高橋道也君   | 6 番 菅野清一君   |
| 7 番 菅野意美子君  | 8 番 新関善三君   | 10 番 黒沢敏雄君  |
| 11 番 五十嵐謙吉君 | 12 番 高野善兵衛君 | 13 番 石河清君   |
| 14 番 遠藤宗弘君  | 15 番 斎藤博美君  | 16 番 佐藤喜三郎君 |

### 2. 不応招議員は、次のとおりである。

9 番 菅野正彦君

### 3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

### 5. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

|           |        |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|
| 町 長       | 古川道郎君  | 副 町 長  | 伊藤智樹君  |
| 総 務 課 長   | 高橋清美君  | 企画財政課長 | 佐藤真寿夫君 |
| 町民税務課長    | 佐藤修一君  | 会計管理者  | 寺島喜美夫君 |
| 保健福祉課長    | 菅野浩市郎君 | 建設水道課長 | 斎藤和弘君  |
| 原子力災害対策課長 | 沢口進君   | 産業課長   | 沢井一雄君  |
| 教育委員長     | 佐藤捷善君  | 教育次長   | 仲江泰宏君  |
| 生涯学習課長    | 丹野雅直君  | 総務課長補佐 | 大内彰君   |

### 6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書 記 橋本文雄

### 7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

議案第 62 号 平成 25 年度川俣町一般会計補正予算(第 2 号)

議案第 63 号 平成 25 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は、15人です。定足数に達しておりますので、平成25年第4回川俣町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、本日は、気温が大変上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。（午後3時30分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において13番議員 石河清君、14番議員 遠藤宗弘君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

石河清議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） それでは、本日の平成25年第4回議会臨時会開催にあたり、7月4日に議会招集の告示がございました。したがって、5日の日に議会運営委員会を開催し、町当局から臨時会における付議事件の概要について報告を求め、議事日程等について審議をいたしました。

その結果、本臨時会の会期は、本日1日といたします。

審議日程であります。町長から提案要旨の説明を受けた後、付議事件2件について審議・採決を行うことといたしました。議員各位のご協力をお願いいたしまして報告といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま石河委員長から報告いたしました日程で、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 本日ここに、平成25年第4回川俣町議会臨時会を開催するにあたりまして、議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件は、今年度の一般会計と国民健康保険特別会計に係る補正予算の議案2件でございますが、はじめに、昨日まで山木屋地区の全行政区などを対象に開催してまいりました「住民説明会」について申し上げさせていただきます。

住民説明会は、全11行政区に加え事業者や農業関係者の皆様にもお集まりをいた

だき、山木屋地区における復旧・復興に関する町の方針をお伝えするとともに、区域の見直しに係る説明、賠償基準についての説明などを行ったところでございます。このうち山木屋地区における避難指示区域の見直しにつきましては、見直し区域を行政区単位に設定し、乙8区を居住制限区域に、そのほかの行政区を避難指示解除準備区域とする町の方針を受け入れていただいたものと考えております。説明会には佐藤議長はじめ議員の皆様にも機会をとらえ、自主的に出席を賜り、山木屋地区住民の皆さんのご質問や要望を一緒にお聞きいただいたところでございますが、除染に関する疑問点や要望、避難指示区域の見直し後に行われる避難指示の解除見込み時期、復興公営住宅の整備や賠償問題などに多くの意見・要望がございました。特に戻りたくても戻れない子育て世代の家族の皆さんが、復興公営住宅の建設を待ち望んでいる意見も多く出されたところでございます。これらの切実な意見・要望をしっかりと受け止めて、復興再生事業への取り組みを早急に進めてまいる考えでありますので、議員の皆様の一層のご理解、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

それでは、提出議案の要旨につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案第62号「平成25年度川俣町一般会計補正予算（第2号）」は、既定の予算額219億287万1,000円に、歳入歳出それぞれ9,723万7,000円を追加し、予算の総額を220億10万8,000円とするものでございます。これは1つには、災害救助費におきまして災害弔慰金の増額補正でございます。この度の災害弔慰金支給への取り組みの遅れにつきましては、改めてお詫び申し上げますとともに、現在その取り組みに入っているところでございます。災害弔慰金につきましては、4月中旬以降、支給調査票及び受領申出書の提出をいただいておりますが、これまでの審査会におけます審査状況を踏まえまして、当初予算計上額に不足が生じますため5,250万円の増額をお願いするものでございます。

次に、全国的な風疹の流行に対処するため、妊婦への感染抑制を目的に接種前に抗体の検査を実施しまして、抗体の値が十分でないことを確認できた方を対象に風疹の予防接種費用の助成を実施するための経費を計上いたしますとともに、母子保健費に子どもの遊び場整備のための調査費を計上し、事業の推進を図ってまいる考えでございます。

また、農業振興費では、イノシシなどの被害から農作物を守るため、電気柵などの設置資材代の補助の増額と、農地除染に係る業務委託料につきまして業務委託に係る申し込みの受付期間を来月8月まで延長して取り組むこととしたいので、所要見込額の増額をそれぞれお願いするものでございます。

次に、体育施設費では、本年度第1回目の福島定住等緊急支援交付金の交付決定がございまして、この子ども元気回復交付金を活用し、町体育館2階のギャラリー外周の床改修を実施するため、必要事業費を計上したところでございますが、今後の第2回目の計画箇所がございまして、早急に事業計画をまとめ、子ども元気復活交付金の確保に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

いずれの予算計上も現在の予算額に不足が生じるための緊急的なもの、新規事業を追加し、早急に事業を実施するため予算措置をお願いするものでございます。

なお、歳出額を賄うのに不足する財源につきましては、財政調整基金からの繰り入れで措置いたすものでございます。

次に、議案第63号「平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、事業勘定の既定の歳入歳出の予算の総額17億4,272万9,000円のうちで、歳入を補正するものでございます。これは平成25年度の国民健康保険税賦課に当たり、国保税の按分率の改正により資産割額減少相当額を所得割額で補うとともに、1人当たりの均等割額と1世帯当たりの平等割額を平成24年度と同額とするための歳入財源の補正予算でございます。具体的には、国保の税率、按分率について資産割額の税率を前年度の半分とし、その減収相当額を所得割額の税率で補うものでございます。また、均等割額と平等割額の税額を前年度と同じで計算いたしますと、今年度見込みました保険給付費を賄うために必要な財源が9,400万円不足する結果となることから、税負担軽減策として国保特別会計の平成24年度決算見込額のうちから決算剰余金を9,400万円計上し、確保するものでございます。これらは歳入のみの補正で、歳出の補正はございません。

以上提出2議案の要旨の説明といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ可決を賜りますようお願い申し上げまして、提案要旨の説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第4、議案第62号「平成25年度川俣町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(佐藤真寿夫君) 議案第62号 平成25年度川俣町一般会計補正予算(第2号)について説明した。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) これより、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) 9ページですか、災害弔慰金5,250万円の増額に関連してお尋ねいたしますが、まず1点目は、申請件数なんですけど、これまで申請受付しまして山木屋及びその他の地区に分けて弔慰金、見舞金それぞれ世帯主その他で何件ずつあったのかお聞かせいただきたいと思います。

2つ目は、認定審査会開催されると思いますが、その開催状況と認定及び不認定の件数と、今後の審査会の開催予定計画について伺います。

3つ目は、認定された方への弔慰金の交付時期はいつになるのかということと、4つ目は不認定になった方への町独自の見舞金、予算取っているはずですが、これについての交付時期はいつになるのかお伺いをいたします。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) ただいまの災害弔慰金の関係のご質問にお答えいたします。

まず、弔慰金の申請につきましては、現在49件でございまして、そのうち明確に不認定となっておりますのは7件でございます。差し引き42件でございますが、これは今般の予算の中では生活中心者と見込まれる方が8名の中で、これは今後の審査を踏まえてですけども、大体これまでですと5割の認定なので4人分で500万円の4人分で2,000万円を見ております。また、その他の世帯の方ということで34人で大体5割を見ておりまして、16人分で250万円の16人で4,000万円を見ております。また、これまでの審査会が2回、3回ということで開催されまして、その中で認定が10件、不認定が7件、保留となりましたのが2件で、合わせて19件でございますが、その認定の中では生活の中心者については500万円の方が3件を見ております。また、それ以外の方につきましては、250万円ですけども、7件を見ておりまして、それで10件、そういった見込みということとなっております。

あと、今後の審査会の予定でございまして、7月10日のこれまで同様午後6時半から開催する予定となっております。これは第4回目でございますが、その中では弔慰金に係る審査が7件と、第2回、第3回の保留分として2件で9件を審査する予定となっております。

また、障害見舞金のほうも5件出ておりましたので、その5件についても審査をする予定となっております。

また、支払いの予定時期でございますが、認定後それぞれ確認することもございますので、早くても7月末ごろというふうに考えております。

また、それ以外の町単独の見舞金ですか、見舞金につきましても、同様にそのぐらゐの時期が早くても7月末ごろではないかというふうなことで考えております。

以上で答弁いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) ほかに質疑ありませんか。ああ、答弁漏れ分、続けてお願いします。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) 大変申し訳ございませんが、山木屋の件数とその他につきましては、ただいま大至急調べてご答弁申し上げたいと思います。

○議長(佐藤喜三郎君) 総務課長。

○総務課長(高橋清美君) 答弁申し上げます。

49件のうち山木屋地区が35件、山木屋地区以外が14件となっております。

実際に申請があったのが27件で、山木屋地区が21件、山木屋地区以外が6件というふうになっております。

災害見舞金であります。相談が12件、山木屋地区が8件、山木屋地区以外が4件。申請が5件あります。5件の中で山木屋地区が4件、山木屋地区以外が1件というふうになってございます。以上で答弁いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) そうしますと、さっき言った49件というのは、申請件数でないん

ですよ。実際は相談に来たのが49件だというふうに解釈してよろしいのかと思うんですけど、間違いないのかというのが1点と、それとその認定になった中で、あるいは不認定になった中で、今までの審査してですよ。山木屋地区はじゃ何件、21件だけど、まだ審査しているのは何件だか分かりませんが、山木屋地区はじゃ何件が認定になって、その他でも、その他の地区でも認定になったのがあるのかどうかをお聞きをしたいのと、あと認定した人にもまた確認することがあるんだという答弁したんだけど、何を認定したあと確認してやることがあるのかということが1つ。あともう1つは、不認定の方についても7月末だと言うんだけど、前の答弁ではその行政不服審査法がうんぬんかんぬんという話があってですね、60日置くんだとか、置かないんだとかの話があったんですけど、それは関係なくとりあえずその全部7月末には払うということによろしいのかどうか、以上3点。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) ただいまのご質問で、まず第1点の49件は、申し訳ございません。相談の件数でございます。

あと、山木屋地区の認定の関係は、これもまた申し訳ございませんが、調べてお答えさせていただきます。

あと、何を確認するのかということでございますが、今の段階で先ほど申し上げました生活中心者かどうかということで、大体つかんではおりますけども、更にかなりこの例えば所得と扶養の状況というのも含めていろいろと調査するものがまだもう少し残っておりますので、そういったところでの確認を考えてございます。

あと、そのほか見舞金の関係でございますが、その60日の関係ということで前にもご説明申し上げているところですが、1つには、その不認定の見舞金のものの支払いを行った後で、その認定になった場合につきましては、その前にお支払いした分は戻していくような方法というのもあるということでございましたので、そんなところも含めて考えているところでございます。以上で答弁いたします。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) それでは、今、答弁のためにちょっと調査中ですので、ここで暫時休議いたします。(午後3時58分)

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 再開いたします。(午後4時05分)

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) 先ほどの答弁漏れにお答えいたします。

19件の中でまず山木屋地区が16件でございます。山木屋地区以外の地区が3件でございます。認定が10件の中で山木屋地区が9件でございます。それ以外の地区が1件でございます。

不認定7件の中で山木屋地区が6件、それ以外の地区が1件でございます。保留の2件につきましては、山木屋地区が1件、それ以外の地区が1件でございます。

以上で答弁いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) 続けて、答弁漏れ。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) 先ほどの行政不服審査法による60日の関係でございますが、前はそうのように申し上げましたが、今回いろいろとよその事例なんかも参考にする中で、今回弔慰金の支払いと合わせまして見舞金の支払いを行い、その後60日以内にその不服申し立てがあつて認定された場合につきましては、その最初の見舞金分等については返還をお願いしまして、新たにその決定した弔慰金なり見舞金なりを支払うということで、そのように考え方を進めてまいりたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) 再々質問しますが、先ほどの答弁で決定になったんだけど、主たる生計者であつたかどうかということについて、もう1回検討しなくちゃいけないから交付時期が遅れるんだというお話がありましたよね。だって、申請したときに主たる生計者だと認めてこの審査したわけなんでしょう。で、認定になった挙げ句にもう1回ですよ、本当に主たる生計者だったのかどうなのかとやるということは、大変その申請者に対して私は失礼なことだと思うんですよね。だって、審査するときにもうその人はその他なのか主たる生計者なのかということをやっているわけでしょう、もともと。だから、4件だ、何件だと言っているわけでしょう、さっきの答弁。で、決まった挙げ句に今度なんかね、もう1回本当の主たる生計者か、500万円払いたくないから厳しいこと言っているのかみたいにしかなんないじゃないですか。ですから、なんでもってもう1回その所得の状況だとか、扶養の状況だとか調査しなくちゃいけないという話になるのかね。だって、そのために書類を整えていっぱい書くところあつたわけでしょう、主たる生計者かどっちかということは、もともと申請するときから分けているわけだから。それを認定したから今度もう1回主たる生計者なのかということを調査する必要があるから7月末にずれ込むんだということは、私は大変申請している遺族の方々に対して失礼な行為だと思うんですけども、なんでそういうことをもう1回しなくちゃいけないのか。だとすれば受付するときにもともと事務的にミスがあつたのかと、こういうふうには私は思わざるを得ないんですよね。もう1回調査しなくちゃいけないということは。受付するときにはその他なのか主たる生計者なのかというのはやっているはずなんだから。だから、さっき主たる生計者は何件で、その他は何件だと言っているわけでしょう。その辺、なんでそういうふうになるのかお聞きをしたいというのが1つ。

それから、行政不服審査法の関係なんだけど、後で返してもらうんだというのは、何かできんのかい、何か町の見舞金要綱でそういうふうにかかれてんの。後で訴えて認められて認定になったら前は返してもらうんだとか、あるいはその弔慰金の内金として考えるんだとかって、町の方針に書かっているわけなの、それ。だから、その時その時の考え方でやり方変えたらば、おかしくすんじゃないかと私は思うんですよ。だから、そういうふうにするならば、そういうふうに変えるべきですよ。

行政不服審査法に基づいて後で、もう1回不服審査し、認定になったら払った町の40万円だっけかな、40万円の見舞金はその内金とみなすとかというふうにちゃんと要綱を変えるべきじゃないですか。窓口で勝手に皆さんが事務執る上で、今度はこうすっぺ、ああすっぺってやり方ではないと思うんですよ。その辺はなんでそういうふうにちょろちょろ変わるんだかね。だから、そのいつも私言うんだけど、窓口が偉いのかと、窓口がなんでも制度判断できんのかいと、そういうふうに勝手に今度は早く払うからこれ内金にみなすんだなんて勝手に決めることでしょ。だから、大体みんなそうなんだね、子どもリフレッシュの話もそうだけど、書かってないことを勝手に解釈してだめだの、いいのと言ってるからこっちゃ苦情来るわけよ。だから、それはなんでそういうふうに、変えるんですか、じゃ、その要綱もね。ちゃんと明確にそれができるように要綱を変えるんですかということです。早く払ってやってくれることを私は望んでいんだよ。ただ、皆さんが今まで60日過ぎないと払わんにと言ったから質問しているだけよ。だから60日過ぎなくても払えるんだとすれば、それは要綱をちゃんと変えて、内金にするんですというふうに変えるべきだと私は思うんで、変えるべきではないのかなということです。

あと、前ない、これ始まる時から言ってるじゃないですか。窓口どこなんだと。今だってね、いいかい、保健福祉課長が答弁できないことを総務課長が答弁するわけだ。結局は二元化してるんだよ、窓口が。総務課と保健福祉課で。本当の窓口どっちなんですかと、総務課だって決めたはずだよ。私はそう認識しているんです。総務課でやんだと、これについては。認定審査会から何から。いつからまた保健福祉課に戻ったんだかね、それについてお聞きしたい。本当の主管課はどっちなんですか。これ予算取るときから議論している話ですよ。ワンストップでやってくださいと。それは受付は総務課なんだけど、実際の審査は保健福祉課だなんて、そんな話にならないようにやってくださいということで予算取ったはずですから。本当の主管課はどっちなんだか再々ですから、最後ですからよろしく。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、主たる生計者かどうかの確認の関係につきましては、私のほうもこれまでちょっと不十分な点もございましたので、これにつきましては、速やかに確認をしながら対応してまいりたいと考えております。

また、先ほどの見舞金とその行政不服審査法の60日の関係につきましては、早く速やかな支払いができるように要綱の整備について考えてまいりたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) 総務課長。

○総務課長(高橋清美君) 答弁申し上げます。

窓口については、総務課のほうで受付はすべてやっております。審査会については、保健福祉のほうでやっておりますが、総務課のほうも職員が必ず参加をいたしまして一緒にやっているということでございます。受付は総務課です。主管課については、

総務課ということではありますが、審査会については担当は保健福祉ということでもあります。以上です。

○議長(佐藤喜三郎君) ほかに質疑ありませんか。菅野清一君。

○6番(菅野清一君) 今の生計維持者かどうかの判断ということなんだけど、それは審査会が判断するのか、それとも窓口が判断するのか、どっちなのか。後その今不認定7件となったんですが、不認定の法的根拠はどこの法律制度で不認定と要するに法的判断ができるのか。

もう1つは、審査会が今度4回ということは過去3回あるから審査会なんでしょう。4の1、4の2ということではないでしょう。ということはその審査会の時間はどのくらい取ってやっているのか、その1件当たりどのくらいの時間で審査しているのか、あとその審査会の中で認定・不認定となった場合、その委員会の全体合議制として認定・不認定を決めているのか、それとも医者と弁護士だけで判断するのか、その内容は担当所管の例えば不認定7件についての内容等についても所管課で完全にその内容を把握しているのかどうか。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) ただいまのご質問にお答えいたします。

生計維持者かどうかの判断につきましては、これは実情をよく聞き取る中で判断をできますので、それは認定審査会にかける以前の段階で考えてございます。

また、不認定の法的根拠ということですが、これはあくまでもこれまでの既存の災害弔慰金の法律に基づいたもので、原子力災害については、本来ですと特別法という考え方もあるかと思いますが、これについてはそれぞれ審査会の中で判断をして、あとそれを町長が受けて町長のほうで通知をするということですので、あくまでも現段階の法的な根拠といえますのは、弔慰金に関する法律に基づくものでございます。

また、審査会の時間につきましては、第3回は10件でございましたが、この10件につきましては3時間ほどかかっております。が、まだその保留ということもありますので、更に保留の場合は次回の中で、その中で審査しますので、その分は加算をされると思います。

あと、その決定の仕方につきましては、全体の合議制というか、委員の方の全体が納得されて決めるというような合議制でございます。以上で答弁いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) ほかに質疑ありませんか。菅野清一君。

○6番(菅野清一君) 話がさっきとだいぶ違くなったんだけど、まずその戻したくないからと言うんですが、要するにじゃ窓口は総務課所管と言うんだけど、それ保健課と総務課のJV組んでやっているわけじゃないでしょうから、土建屋じゃないんで。これまずはっきりしてくださいということと、審査会の要するに1つの基準が法的には災害のほうの関係の制度と言うんだったらば、別にそのさっき言った条例なり別に作らなくてもいいわけですね。条例作らないでやるということになれば、決まりのないところで、制度のないところで審査をしているという、非常にあの曖昧な、水野参事

官みたいな話になると思うんですよ。これ私は問題だと思いますよ。あと、その合議制と言うんならば、その5人なら5人の委員が1人でも反対したら決まらないということなのかどうか、この辺まず確認して。まずその本当の建前の主管課と、本当の主管課ってどっちなんですか。

○議長(佐藤喜三郎君) 総務課長。

○総務課長(高橋清美君) 窓口の受付ということで総務課のほうで中心としてやっております。審査会については保健福祉が中心ということになっておりますが、総務課のほうも必ず出席をしておりますので、2つに分かれているということじゃないんですけど、そういうふうな事務的なことは保健福祉のほうでやっているということでございます。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長、その他の質問、保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、基準・制度というお話ではないところでの審査というお話でございますが、これは基準とかというのは、国のほうでは明確に示さないということでございますが、参考にしておりますのが新潟の長岡基準というものが参考にされておりました、それぞれの審査会、あっ、先日も双葉地方の審査会のほうでちょっと視察研修といいますか、行ってきておりますが、基準の基本となるものは長岡基準ですが、それをそのまま採用しているのではないということでした。

あと、委員のほうでの決定の仕方ですけども、1人でも反対したら決まらないのかということでございますが、委員皆さんの了承を得た段階で決定ということです。

以上で答弁いたします。

○6番(菅野清一君) 議長さん、ちゃんとお答えしてください。日本語で聞いているんですから日本語で答えてください。

○議長(佐藤喜三郎君) それでは質問、続けて願います。指名しないので続けてしてください。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) 先ほどの決定の仕方でございますが、全会一致ということで進めてございます。

○議長(佐藤喜三郎君) 菅野清一君。

○6番(菅野清一君) だから、その非常に曖昧模糊の話なんですよ。一般的にはよその町村なんかみても最終的に医者と弁護士の判断によると書いてあるのが大体の通例ですよ。川俣は5人なら5人、1人でも反対ならだめだということでしょう、全体合議制ということは。そこをまずはっきりして。大体一般的には医者と弁護士が最終的に判断するんだと書いてあります。それで例えば不認定になった人から、不認定だと言われた人は納得して不認定を受けたのかどうか、まず聞いておきます。

あと、その基準を作る、長岡の基準をとということなんですけど、長岡基準を決めた決め手というか、理由はなんなのか。その基準は、後ほど議会に文書で提出願いたいというふうに思います。

あともう1つ、一番最初に聞いたやつなんですけども、生活維持者かどうかの判断

ということで、窓口で受付の段階でそれを認定したというならば、あとでそれを再審査なんていうことはあり得ないでしょうが。どこから考えても納得できないですよ、そういうやり方は。それは復興庁の職員のやり方を学んだのかどうか分かりませんが、もっと明確に私はするべきと思うんですが、この点について。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) ただいまのご質問にお答えいたします。

その委員の中で医者と弁護士の判断かということでございますが、専門的な意見と申しますか、その診査の中ではそれぞれ専門的なその中での判断をいただくのは確かにその医師とか弁護士の先生でございますけれども、最終的には皆さんが、先ほども申し上げましたように、皆さんが一致して決定をするということで進めております。

あと、納得して不認定ということでございますが、これはあくまでも審査会の決定を踏まえて、あと町長のほうで認定・不認定を通知いたしますので、納得されてということではないと考えてございます。

あと、長岡基準についてはということでございますが、これは国のほうでもきちんと基準は示さないということではございますが、参考までにということで厚生労働省のほうですか、長岡基準の参考のものは厚生労働省のほうでは示してございます。

以上で答弁といたします。

○議長(佐藤喜三郎君) 答弁漏れありますか。じゃ、答弁漏れの分は。答弁漏れの分ですから、どうぞ。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) 答弁漏れの部分でございますが、世帯主と申しますか、主たる生計者かどうかということでございますが、確かにこれはあの受付の時点で詳細十分に把握できてないこともございましたので、それも含めて確認をすべきことが出てきておりますので、その確認をして対応を考えてございます。

以上で答弁といたします。

○2番(高橋道弘君) 議長、議事進行。

○議長(佐藤喜三郎君) 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) あのね、制度の運用の問題が、議会で議論されているにもかかわらず、窓口で全部決めるような話でしょう、今の答弁は、議長ね。じゃ、主たる生計者は誰だって判断すんのかというのは、どこに書かっている、どうなってんだか、ちゃんと文書で出してもらってやってもらわないと話になりませんよ。例えば主たる生計者というのはどういうふうに見るのかというと、ほんじゃ、扶養親族筆頭、社会保険だとか共済組合だってそうじゃないですか。そういうものを基準にしてやっているんだとか、何か基準があるんならば出してくださいよ。そういうものがなかったら、窓口で単にあんた、よくも分からない人がですよ、職員がですよ、あれもこれもこうだと言ったら、こんなことであんた、やってったらばとんでもないことですよ。2年も遅れてやっている取り組みが、基準もなく窓口で主たる生計者は誰か決めるんだなんてバカな話ないですよ、議長。きちんとそこは出してください。ほんでなかったらば審議になりませんよ、この補正予算の。

○議長(佐藤喜三郎君) それでは今、大事な部分ですので、ここで答弁整理のために休議したいのですが、時間が迫っておりますので、ここでお諮りしたいと思います。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思いますますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) それでは異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) それではここで答弁を整理するために暫時休議といたします。

(午後4時28分)

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 再開いたします。

(午後5時00分)

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長、答弁願います。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) 先ほどのご質問にお答えいたします。

主たる生計者かどうかにつきましては、窓口で決めるのではなく住民基本台帳、戸籍、所得の確認、国民健康保険に係る情報、被災証明書などに基づき町長が決定をいたします。以上で答弁といたします。

○議長(佐藤喜三郎君) それでは。ほかに質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番(遠藤宗弘君) 14番 遠藤です。まずはですね、私は特にこの言ってみれば、議会の審議は本当に2時から始まって2時半ぐらいには終わるんであると思われるような議案が提案されているにもかかわらずですよ、町当局のまちづくりやなんかという基本的な考え方に立たない取り組みのために、ましてや議会でいろいろと出された問題が何ら反映されていないような提案の仕方、そういうことのためにこの時間まで結局はかかっちゃうんですね。本来あってはいけないことですよ。提案したものがね、再提案ですと。どうも慣れすぎてんじゃないかと思うんですよ。再提出が当たり前みたいな議会というのは、是非改めてもらいたいと思うんですよ。ましてやこの水車の問題なんかはね、何のために峠の森公園が、何のためにあるのか、分からないから水路さえ直せば水車が回らなくてもいいみたいな予算の取り方しているわけでしょう。本来今、川俣町であれだけの大きな水車を回しておくんであればですよ、自然エネルギーや何かどういうふうに取り組むかというのは、これは考えるのが当たり前のことであって、議会の場ではいろいろまい答弁はするんです。スマートコミュニティだの何だのって。しかし、こういう予算組むとなるとそういうものは全部吹っ飛んでいる。これはね、まず町当局の考え方をきちんと総合的なものに改めてもらう必要があるんじゃないかという点について1点。どういうふうに取り組まれているのかについて私はお尋ねしたいと思うんですよ。

それからですね、具体的に聞きたいのは、例えば9ページにある予防接種事業です

が、大体今、風疹問題非常に大きな問題になってて、これ一日も早く取り組んでもらわなくちゃならない問題なんです、このいわゆる風疹の抗体検査、これは私が前に聞いたことあるんですが、誰が風疹の予防接種受けて、受けてないのかは保健福祉課で理解してつかんでいるというふうなことを前に聞いたんですが、だとすれば個別な通知をしてでも全部抗体検査やなんかやってもらう必要があるんじゃないかと思うんですが、これの対象をね、対象者やなんかがどういうふうに適用しようとしているのか、これ恐らく妊婦だけやっても家族やなんかやっているとすれば当然のこととして反映するわけですから、その辺の適用の範囲をどのように考えているのかについてお尋ねしたいと思うんです。

○議長(佐藤喜三郎君) 町長。

○町長(古川道郎君) 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

最初の質問でございますけれども、今お質しのようなことですね、今回、議員の皆さん方からのいろんな提案を受けての訂正でありましたが、今後このようなことがないように十分に前に議論をしながら総合的な観点の中から対応していく考えであります。水車の問題につきましても、じゃ峠の森になんで水車が必要なのかですね、そばもやってます。そのことも含めてやることをやらないと、常に壊れる、水が少ない、何がない。この間、議員の認識もあるように何度となくやっていることがございます。その中で自然エネルギーを活用したことも提案を受けて水力なども調査し、それは無理だということになったんで、それはやはり水がないというようなことでなったわけでありまして、水車は水があって水車でありますので、そういったことも含めながら、今後の調査、そういうふうになったわけでございます。そういったことも含めて考えなくちゃならないと思ってますので、お質しのとおりそのことにあることそのものも含めてしっかりと議論するというようなことについて、目的を含めて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) ただいまのご質問で、風疹ワクチンの予防接種の対象はどのような対象を考えているのかということでございますが、これは現在ですね、厚生労働省の通知によりまして、その通知の中での技術的指導といいますのがございました。それで大変ワクチンも不足している傾向があるということで、妊娠を予定又は希望している人が優先的に接種できるように対応してほしいということがまず1点ございます。

また、予防接種の接種状況ですね、接種状況については、これまでの接種についてつかんではおりますが、ただ学校、以前ですと風疹につきましては学校でやった接種がございまして、学校の接種の場合のその接種の記録の保存というのが5年ということになっておりましたので、そちらのほうは母子手帳等にそれぞれ記載してあるものと考えてございます。

また、これは任意接種ということでございますので、周知の仕方につきましては、町の広報紙やホームページによる周知ということで考えております。

以上で答弁いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) 遠藤宗弘君。

○14番(遠藤宗弘君) あの、厚生省から言われて予防接種の薬が少ないからできるだけ少なくするみたいな話をしてんだけど、実際にはそうじゃないわけでしょう。妊娠希望者と言ったならば、例えば妊娠希望している人のいわゆる連れ合いは、これは排除されることになるわけですね。妊娠希望者というのは恐らく女性のことだと私は理解するんですが、そうじゃないんですか。妊娠を希望している家族は全部という考え方なのかどうなのか。というのは今、妊婦やなんかの回りで風疹になってればすぐこれうつるからと言って心配になっているわけでしょう。それをそのいわゆる予防接種が不足しているから少なくするんだという考え方に立てば、妊娠希望している女性のみになるわけですね。今、問題になっているのは20歳から40歳ぐらいの方が、これは政府の責任なんですよ、ある面では。予防接種を曖昧にしてきた時期があるんですよ。だから、その時期については町民の健康を守るべく保健センターというのは、その時期のことについては記録があるんだろうと言ったならば、ありますと言っていたんですよ。だったら個別的に誰と誰と誰というののもちゃんと表示して、あなたは必ず抗体検査受けてくださいと。じゃ、抗体がないんだったら予防接種してくださいというのが一番効率的でしょう。この広報に載せたから見ないのが悪いんだ何か言っている必要ないわけだから。だから、そういうために町のいわゆる何だ、構造、町の機構というのは利用されるべきだと私は思うんですよ。だって、極端のことを言えばある町については全部の検診の住民のすべての検診のデータを保管している町もあるわけですよ、なんぼでも。だから、あんたは検診最近受けてないから出てきなさいと呼び出しまでしている自治体あるわけですからね。だとすれば、前の私の質問に対して、この風疹については受けたか受けてないかのデータは全部持ってますと答えたんでしょうが。その場だけの答弁しておくとか具体的に追求されとうんと困るんだと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、妊娠希望者につきましては、女性本人のことを指しております。確かにご指摘のように、回りの方がうつるということもございますが、これは国のほう、県を通じた通知にのっとり、まずは妊娠を希望されている方、予定されている方がうつらないように本人の接種ということから始めるというような通知でございましたので、それにのっとって考えてございます。

あと、予防接種の記録でございますが、これは任意接種でございますけれども、定期接種の記録につきましては、きちんと把握しておりまして、これは幼児の段階で接種法いろいろ変わりましたが、幼児の段階でやっておりますけれども、その接種記録はきちんと確認しておりまして、未接種者への通知とか又は通知の他に電話連絡とか、また高校生に対しては郵便、封書ですね、通知での連絡とかということで、未接種がないようにこれは定期接種でございますけれども、そのように対応しております。今

回の場合は、あくまで任意接種でございますし、また制度がいろいろ変わってますけれども、風疹をきちんとやっている年代といいますと、現在では23歳ぐらいでございますが、それ以前につきましては、学校での中学生の風疹の接種ということがございまして、それにつきましてはそれぞれ学校での記録の保管と、あとそれぞれ保護者に対する通知で、通常ですと母子手帳での管理をされているということでございますので、定期接種につきましては、きちんと通知できますが、任意接種につきましては広報紙などでの周知を考えてございます。以上で答弁いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) 遠藤宗弘君。

○14番(遠藤宗弘君) あのね、この町民の健康を守るという立場に立てば、厚生省がどうのこうの、何がどうのこうのという問題ではないはずなんですよ。保健センターとして川俣の町民の中で、いわゆる妊娠年齢に近い年代の人たちの中で受けてない人については一人ひとりちゃんとつかんでいるわけでしょう。つかんでないならつかんでないで、この前の答弁間違いだと言ってくれば何も私、言いませんよ、そんなこと。つかんでいるのかつかんでいないのかということなんだよ。前は全部保健センターでつかんでますと言ったから、だったらピンポイントでやれば薬の無駄も全くないだろうというふうに言ってるんですよ。この抗体検査やるにしたってね、未接種の人についてはなんでかんで抗体受けてくれというぐらいのこと、任意だからなんか言ってる時代ではないわけでしょう、今。ほとんどが風疹にかかれば出産したときに幼児に障害が出ると言われているわけだから。だから、本当に町民の健康を守るのか守らないのかの問題だから、厚生省が何を言おうと大蔵省が何を言おうと、そんなこと関係ないんですよ。住民の命を守るのは自治体の責任なんだから。そういう立場に立ったきちっとした接種を実施してもらいたいと思うんですよ。通知はしませんなんか言ってたんでは、見落とししましたでは済まされない問題だから私は言ってるんですよ。予備でないんだったら補正取ったらいいでしょうが。個別にちゃんと指導するべきだと私は思うんで、再度答弁お願いしたいと思います。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) ただいまのご質問にお答えいたします。

確かにご指摘のとおり、町民の健康を守る立場ということで業務を遂行しておりますけれども、予防注射の記録の関係で平成10年以降等につきましては記録がございしますが、あと学校のみで接種をする場合につきましては、繰り返しで大変申し訳ないんですが、それは母子手帳のほうに保護者のほうで記録するようなシステム、仕組みということでございまして、その接種記録につきましても制度上5年保管ということでございますので、そのような状況でございます。

また、今後の中でその接種の勧奨といいますか、働きかけでございますけれども、現実の問題で確かに厚生労働省の言うことをそのままでは自治体の健康を守る立場としては良くないとは思いますが、それぞれ今、医師会の先生方等とも協議をしてございますが、現実問題としてなかなかそのワクチンの量そのものも含めて困難な状況というのもございますので、そういったことも含めて考えなければならないというのと、

あとワクチン、今海外のワクチンの先生方の個人で輸入ということがございますが、あれはあくまでも個人の輸入という状況でございまして、国の認可を受けるのには数年かかるというふうなことから、そういった状況がございしますので、そういったことも。

○議長(佐藤喜三郎君) 課長、聞いていることに答弁してください。それでその数字をつかんでいるのかどうか、その把握しているのかどうかはつきり。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) 接種状況については、平成10年度以降の分については把握してございます。以上で答弁いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第5、議案第63号「平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) 議案第63号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明した。

○議長(佐藤喜三郎君) これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) 昨年も結局6月議会で予算措置の伴わない税条例改正して7月に臨時議会やったわけですね。今年も去年の6月議会の見てやっているからこの7月にまた臨時議会やってこの補正予算を出しているわけですよ。来年のためにお聞きしておくんですけど、本来は6月議会に出すべき予算だと私は思うんですよ、これは。だって、税条例の改正と一体のものなんだから。だとするとどういうふうに出すべきなのか、当局はどのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長(佐藤喜三郎君) 答弁は、保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) ただいまのご質問でございまして、6月議会に出すべきものか、どういうふうに出すべきものかということでございまして、確かに昨年につきましては、これは繰越金の他に法定外の繰り入れというのもございまして、その予算の確保がないままに本賦課といいますか、を行うというふうな状況にございました。

が、いろいろご指摘いただきました結果としまして、大変昨年遅れましたが、補正予算を計上したところでございます。本年につきましても、本賦課の前に今回繰越金の充当ということでも大変金額的にも9,400万円、大変多い金額でございましたので、昨年の反省も踏まえながら今般補正予算として提出したところでございます。今後におきましてもやはり予算の本賦課の前にですね、大体繰越金も含めて、あと医療費等の状況につきましても年度末の状況になりますといろいろと判明といいますか、明らかになってくることと思いますので、本賦課の前にいろいろと算定をしながら、補正すべき時は本賦課の前の補正ということで考えております。

以上で答弁といたします。

○議長(佐藤喜三郎君) 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) あのね、だからそれで同じことやってるんだと思うんだよ、私。だから本来ですよ繰越金、今、決算しなくても上げることできるわけでしょう。そしたらばなにも一般会計だって財調で3月の専決補正の時にあんた見込みで何億も繰り戻したりなんだりしてるわけじゃないですか。だったら国保だって分かっているから運協の中で9,000万円繰り入れるのを繰越金出るからやんの、なんのとやっているわけでしょう。だったら3月31日の専決補正でちゃんと繰越金を明示して見込みで出すんだから、どっちにしたって。そして6月補正の時に専決補正を受けて、だからこの繰越金があるからこれ入れますというのが私は筋だと思うんですよ、やり方としては。そういうその何というのかな、今の制度にのっかってですよ、きちっとやっぺというふうな工夫がないから私は聞いているの。ほんでないと基本的にはこれおかしい話なんだよ。だって、どこにも9,400万円繰越金あるというのは、今まで明示されてないんだから、決算終わってないんだから。だから架空のものを歳入あてにして繰り越ししますよということに、繰越金をあてにして入れますよとなってるだけでしょ、今の状況では。だって、専決補正の時に繰り越ししますとやってないんだから。これだけ繰越剰余金が出ますとやってないんだから。だから3月31日の専決補正の時に見込みでどうだとやっているわけでしょう、財調だってなんだって。だから、決算の時は専決補正がまた違う数字出てくるわけだ、実際は。違いますか。だって出納閉鎖は5月31日でするんだもの。専決補正は3月31日でするんだから。だから3月31日時点の専決補正に繰越剰余金を見込まれる数字上げておいて、6月の補正予算の第1号の時にその分を持ってきて税条例の改正に合わせて繰り入れするなら繰り入れするというようにするのが私は筋だと思うんですが、そうは思わないんでしょうか。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) ただいまのご質問の中で、6月補正の際の通常の専決処分あとの対応ということでご指摘ございましたけれども、確かにこれまでは9月決算、9月議会の中でその繰越金については、これは金額も明確に固まるものですから、その時点でやってはおりましたが、昨年来ですね、いろいろご指摘もいただいた中で3月の31日の専決処分、あとその後の中である程度の金額ですね、見込みというこ

とはつかめますので、6月の補正対応についても考えてまいりたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) だから、それでは原理原則に反すんだというの。もともと是一般会計から繰り入れてやるんだというのなら何もそれはね構わないんですよ。一般会計で出せばいいだけの話なんだから。そうやって2年前はやったわけでしょう。だって、基金がないから。基金の繰り入れが2,000万円だかと、あと一般会計から8,000万円だか入れて1億なんぼで軽減措置をしたわけでしょう。次の年は一般会計がなくて繰越金だけでやろうとしたところに予算措置が無いからおかしいんでないかと去年はなったわけじゃないですか。違いますか。だから6月議会に間に合わなくて7月に臨時議会やって、その予算措置はしますということで切符を出したわけですよ、予算措置がこれで認められたと。だけど、いずれにしても今回もそうですけども、9,400万繰越剰余金が出るんだということは、どこでも明らかになってないんですよ、まだ。なってますか。3月の専決補正でほんじゃ9,400万円余ると書かれていますか。書かれてないでしょう、国保の専決補正に。だから、架空の財源を持ってきて繰越金9,400万円出る予定でございますから、今回入れますという提案になっているんですよ、これ。万やむを得ないから私も反対はしませんけども。だから、来年度以降、理論的に、理屈的に通すためには専決補正で見込んでちゃんと繰越金がなんぼできると、だからこれは基金に積みますという専決補正をすべきじゃないですかと、そして6月の議会に報告しますよね、3月31日の専決補正。それを受けて補正予算第1号で基金に組んだ分を、専決補正で積んだ分を落として軽減対策をしますとやるのが筋ではないですかということを私は言ってるんですよ。来年も同じくやるんですか、じゃその架空のやつで。そしたら私は来年は反対するしかないですよ、分かっているのにやらないんだから、措置を。財調だってなんだって一般会計みんなそうやってるんじゃないですか、見込みでやってんだもの。見込みでしょう、あくまでも財調になんぼ戻すなんていうのは。だって、税金の徴収率だって見込みでやってんだよ、3月31日の時は。税金の徴収がぐっと落ちたらば財調の取り崩しは増えるんだよ、最終的に支出が同じだとすれば。だからみんな見込みでしょう、3月31日の専決補正って。だったら繰越金だってちゃんと見込みで出したらいいいじゃないですか、国保の時に。なんぼ2か月遅れてきたって傾向と対策見れば分かるんだから、ほだごと。風邪が流行ってない、何も流行ってなかったらば、じゃ2月ベースの水準と同じかなと分かるじゃないですか。3月の請求書だって。そういうことをちゃんと考えて専決補正と第1号補正との中で6月議会にきちんと提案するのが税条例と一緒に出すのが筋ではないですかと、そういうふうに思わないんですかということを私は言っている。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩一郎君) ただいまのご質問と言いますか、ご指摘と言いますか、基金に積んでそれを取り崩して対応するというふうになれば、経理上大変明確になりますので、ただいまのご指摘も含めて来年度につきましては考えてまいりたいと思います。

ます。以上で答弁といたします。

○議長(佐藤喜三郎君) 副町長。

○副町長(伊藤智樹君) どうもありがとうございます。教えていただいて。今回、本当に私も気がつかなかったんで不備があったかもしれません。本当にすみませんでした。  
また、来年は本当に正しく間違いないようにやりたいと思いますので、本当にどうもありがとうございました。

○議長(佐藤喜三郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 以上で本臨時会に付議されました事件は、すべて終了いたしました。

これをもちまして平成25年第4回川俣町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。  
(午後5時38分)

本臨時会で可決した事件は、次のとおりである。

議案第 6 2 号 平成 2 5 年度川俣町一般会計補正予算(第 2 号)

議案第 6 3 号 平成 2 5 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 石河 清

同 署名議員 遠藤 宗弘